

岩手県新規就農者育成方針

令和 8 年 2 月 13 日
岩手県農業普及技術課

新規就農者育成総合対策実施要綱（令和 4 年 3 月 29 日付け 3 経営第 3142 号農林水産事務次官依命通知）別記 1 第 7 の 1 及び新規就農者確保緊急円滑化対策実施要綱（令和 5 年 12 月 1 日付け 5 経営第 2016 号農林水産事務次官依命通知）別記 2 第 7 の 1 に基づき、以下のとおり定めるものとする。

1 新規就農者の確保・育成に向けた現状と課題

(1) 現状

本県の新規就農者は、令和 2 年度以降、毎年 280 人前後で推移しています。近年では、雇用就農者が増加傾向にあります。

(単位：人、%)

年度	R2	R3	R4	R5	R6
新規就農者数	312	277	291	286	288
自営就農者	124(40)	110(40)	137(47)	126(44)	102(35)
雇用就農者 ^{※1}	188(60)	167(60)	154(53)	160(56)	186(65)
うち青年就農者 ^{※2}	235(75)	215(78)	212(73)	214(75)	186(65)

※1 雇用就農者数は、農業生産部門に従事する者をカウント。

※2 青年就農者は、45 歳未満。

(2) 課題

ア 県内外からの多様な就農者を確保するための情報発信と就農支援体制の強化が必要です。

イ 新規就農者のサポート体制を強化し、早期経営確立に向けた支援が必要です。

ウ 新規就農者確保・育成アクションプランに基づく、地域が主体となった確保・育成対策の充実が必要です。

2 新規就農者確保・育成の目標

新規就農者の確保目標数 280 人/年

3 新規就農者に対するサポート

(1) 新規就農者の確保目標数や、就農受入れから定着までの支援内容を明確にした「新規就農者確保・育成アクションプラン」を地域ごとに作成し、その実践を通じて、地域主体の新規就農者確保・育成対策に取り組みます。

(2) 就農から経営自立までの経営発展段階に応じ、生産技術・経営ノウハウの習得や機械・施設の整備等の取組を支援します。

(3) 就農を促進するため、就農相談会の充実を図るとともに、「岩手県農業経営・就農支援センター」での就農相談対応、就農支援情報を提供します。

(4) 県立農業大学校において「独立・自営就農支援研修」、「新規就農者研修」等を実施するほか、高度な専門知識や技術・経営に関する実践教育により、地域社会の発展を担うリーダーとなる青年農業者を養成します。

4 岩手県加算ポイント算定方法

- (1) 県の持ち点は、「新規就農者育成総合対策実施要綱」別記1別表1-1の2、並びに「新規就農者確保緊急円滑化対策実施要綱」別記2別表1-1の2及び別表1-2の2に基づき算出します。
- (2) 本事業の実施を要望した者の県加算ポイントは、下表の合計点数を基に、県の持ち点の範囲内で比例配分するものとします（小数点以下四捨五入）。
- (3) (2)で配分した結果、県ポイントが余った場合は、県ポイント上位者に対し、順に1ポイントずつ加算するものとします。

【通常枠及び初期投資促進タイプにおけるポイント表】

No.	項目	点数	点数付けの理由	
1	研修 (いずれか一つを選択)	① 県認定研修機関（岩手県立農業大学校、一戸夢ファーム）において、1年以上（年間概ね1,200時間以上）研修を受講した もしくは、親元等又は、農業法人で1年以上（年間概ね1,200時間以上）農業に従事した	1	農業に関する技術習得状況
		② 県認定研修機関（岩手県立農業大学校、一戸夢ファーム）において、2年以上（年間概ね1,200時間以上）研修を受講した もしくは、親元等又は、農業法人で2年以上（年間概ね1,200時間以上）農業に従事した	2	
2	経営管理	① 圃場や施設毎に農作業の記録等（施肥量、農薬散布量、作業時間等）を実施する	1	経営改善を実施する意欲の有無
		② 複式簿記による記帳を実施する	1	
		③ 青色申告を実施する	1	
		④ 農作業の記録や簿記記帳等のデータを活用した農業を実践する	1	
		⑤ 家族経営協定等を締結するなど、働き方に関する規定（農業経営の方針、農作業の役割分担、労働報酬、労働時間・休日に関する事項）を定めている	1	
3	所得目標 (いずれか一つを選択)	① 所得目標 ^{*1} が250万円又は継承する経営の直近所得から1割増の額のうちいずれか高い額(A)となっている	1	早期経営確立を意識した計画作成
		② 所得目標が(A)の額から2割以上増の額となっている	2	
		③ 所得目標が(A)の額から4割以上増の額となっている	3	
合計（最大10点、最低1点）		10		

(注) 表内の項目中No. 2の①、②、③及び④、No. 3は、事業実施年度の4年後の年度までに実施するもの。

※1 事業実施の年度に農業経営を開始する場合は、実施要綱別記1の別紙様式第1号の別添1収支計画の「目標5年(度)目」の所得、事業実施の前年度に農業経営を開始している場合は同「4年(度)目」の所得とする。

【世代交代円滑化タイプにおけるポイント表】

No.	項目		点数	点数付けの理由
1	研修 (いずれか一つを選択)	① 県認定研修機関（岩手県立農業大学校、一戸夢ファーム）において、1年以上（年間概ね1,200時間以上）研修を受講した もしくは、親元等又は、農業法人で1年以上（年間概ね1,200時間以上）農業に従事した	1	農業に関する技術習得状況
		② 県認定研修機関（岩手県立農業大学校、一戸夢ファーム）において、2年以上（年間概ね1,200時間以上）研修を受講した もしくは、親元等又は、農業法人で2年以上（年間概ね1,200時間以上）農業に従事した	2	
2	経営管理	① 圃場や施設毎に農作業の記録等（施肥量、農薬散布量、作業時間等）を実施する	1	経営改善を実施する意欲の有無
		② 農作業の記録や簿記記帳等のデータを活用した農業を実践する	1	
		③ 家族経営協定等を締結するなど、働き方に関する規定（農業経営の方針、農作業の役割分担、労働報酬、労働時間・休日に関する事項）を定めている	1	
3	経営の発展 (いずれか一つを選択)	① 目標年度の経営規模の増加割合が、成果目標で定める基準より10ポイント以上高い	1	早期経営確立を意識した計画作成
		② 目標年度の経営規模の増加割合が、成果目標で定める基準より20ポイント以上高い	2	
		③ 目標年度の経営規模の増加割合が、成果目標で定める基準より30ポイント以上高い	3	
		④ 目標年度の経営規模の増加割合が、成果目標で定める基準より40ポイント以上高い	4	
		⑤ 目標年度の経営規模の増加割合が、成果目標で定める基準より50ポイント以上高い	5	
合計（最大10点、最低1点）			10	

(注) 表内の項目中 No. 2の①及び②、No. 3は、事業実施年度の3年後の年度までに実施するもの。